

静岡市内の公立高等学校の共同再編計画

平成20年1月

静岡県・静岡県教育委員会
静岡市・静岡市教育委員会

目 次

計画の策定に当たって	1
I 静岡市内の公立高等学校の全日制課程の配置等の現状（展望）及び課題	2
1 生徒数の動向	2
2 商業科の生徒受入れ等の状況	2
II 静岡県及び静岡市における再編整備の基本方向	3
1 「静岡県立高等学校第二次長期計画」における再編整備の基本方向(抜粋)	3
(1) 県立高等学校の全日制課程の配置等	3
ア 適正規模	3
イ 適正配置	3
ウ 具体的な再編整備等	4
(ア) 清庵地区	4
(イ) 静岡地区	4
2 「静岡市高等学校基本計画」における再編整備の基本方向(抜粋)	4
(1) 教育活動の円滑かつ効果的展開に必要な規模	4
(2) 静岡市立商業高等学校及び静岡市立清水商業高等学校の今後の方向性	4
III 共同再編整備の基本理念	5
1 学科別の生徒受入れ	5
2 適正規模	5
3 適正配置	6
IV 具体的な共同再編整備の基本方向	6
1 清庵地区	6
2 静岡地区	7
資料編	
1 中学校卒業見込み者数の推移	8
2 中学校卒業後の進路状況（平成19年3月卒業）	9
3 静岡市内の公立高等学校の設置状況	9
4 学科別生徒受入れ割合（平成19年度募集定員）	10
5 「高等学校等進路希望状況調査」の結果（平成18・19年度）	10
「共同検討委員会」の組織等に関する要綱	11
共同検討委員会計画立案部会運営要領	12

計画の策定に当たって

静岡県では平成17年3月に、平成27年度を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、生徒及び社会の多様なニーズの現状にこたえ、かつ、将来にも対応することができる「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」等をめざす基本方向を示した。

一方、静岡市では平成19年10月に、平成28年度を見通した「静岡市高等学校基本計画」を策定し、「自律・共生・協働」を基本姿勢に、「一人一人の自己実現を図ることに資することができる、活力あふれる高等学校をつくる」等を基本目標として示した。

本共同再編計画は、これら2つの計画を踏まえ、教育条件のより一層の整備・充実を図るとともに、社会構造の変化に対応した新しい高等学校教育を実現し、活力ある高等学校としての維持・発展をめざすため、適正配置や学科の適正な受入れ割合に留意し、静岡市内の公立高等学校の再編整備の基本方向を示すものである。

I 静岡市内の公立高等学校の全日制課程の配置等の現状（展望）及び課題

1 生徒数の動向

少子高齢化の進展に伴い、高等学校に進学する生徒数が大きく減少している。清庵地区及び静岡地区においては、平成 19 年 3 月の中学校卒業生数が 6,961 人と、平成元年 3 月の 12,927 人の 6 割を下回っており、10 年後には現在よりも更に 1 割程度の減少が予想される。

このような中で、高等学校の学校規模が縮小してきており、活力ある高等学校として必要な規模の維持が課題となっている。

2 商業科の生徒受入れ等の状況

本県の平成 19 年度の商業科における生徒受入れ割合は 12.5%であり、全国平均の 8.2%に比べて高く、特に清庵地区及び静岡地区においては、19.1%と著しく高くなっている。

一方、例年 9 月に中学校 3 年生を対象に実施している進路希望調査によれば、商業科への進学を希望する生徒が、全県で 10%程度、静岡市内では 15%程度となっている。

なお、静岡県産業教育審議会の答申「専門学科等における職業教育の改善・充実及び体制整備の基本方向について（平成 19 年 9 月）」には、専門学科における生徒受入れの在り方について、「商業科については、高等学校を設置している市と連携し、教育の機会均等を図る観点から通学可能な範囲（従来の学区）ごとの生徒受入れ割合のバランスに留意すること」が述べられている。

こうしたことから、学科別の適正な生徒受入れ割合については、静岡市内の商業科の生徒受入れ割合が、生徒及び社会のニーズに比べて高いことが課題となっている。

また、清庵地区及び静岡地区の公立高等学校においては、普通科、農業科、工業科、商業科に加え、理数科、芸術科、英語科等の専門学科が設置され、中学生の多様なニ

ーズに対応しているが、幅広い教科・科目の選択が可能である総合学科が設置されていないことが課題となっている。

II 静岡県及び静岡市における再編整備の基本方向

「静岡県立高等学校第二次長期計画」及び「静岡市高等学校基本計画」のうち、再編整備に係る箇所は、次のとおりである。

1 「静岡県立高等学校第二次長期計画」における再編整備の基本方向（抜粋）

(1) 県立高等学校の全日制課程の配置等

ア 適正規模

全日制課程の規模については、次のような理由から、生活集団としては、おおむね1学年6～8学級（全校生徒数720～960人）が適正であると考える。

- ・ 教員・生徒間及び生徒相互間の望ましい人間関係の形成に資する規模であること。
- ・ 学年行事、学校行事等が円滑かつ効果的に実施できる集団の大きさを確保できる規模であること。
- ・ 各教科、特別活動等の教育課程の充実に必要な教職員数を確保できる規模であること。

イ 適正配置

全日制課程の配置については、充実した教育を実施するには一定の学校規模が必要であること等から、再編整備計画を着実に推進するとともに、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該学区又は地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校等を対象に再編整備を検討する。

ウ 具体的な再編整備等

(7) 清庵地区

庵原高等学校（普通科・英語科）については、生徒数の減少に伴い、将来学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、同校及び近隣にある高等学校の学校規模の状況等を見ながら、今後の在り方について検討するものとする。

また、高等学校を設置する静岡市との連携を図りつつ、県立高等学校の今後の在り方について検討するものとする。

(1) 静岡地区

高等学校を設置する静岡市との連携を図りつつ、県立高等学校の今後の在り方について検討するものとする。

2 「静岡市高等学校基本計画」における再編整備の基本方向（抜粋）

(1) 教育活動の円滑かつ効果的展開に必要な規模

学校の小規模化は、次のとおり円滑かつ効果的な教育活動を阻害するものであり、全日制課程においては、1学年6学級以上の規模を維持するために必要な施策を実施するものとする。

- ・多様な選択科目等の、教育課程の充実に必要な生徒母集団及び教員の確保が困難になること。
- ・多様な部活動の設置、または文化祭、体育祭等の学校行事を円滑に実施できる生徒母集団及び教員の確保が困難になること。
- ・人間形成に必要な集団的指導、多くの友人との出会いの確保という効果の達成に影響が出ること。

(2) 静岡市立商業高等学校及び静岡市立清水商業高等学校の今後の方向性

生徒数の減少や学科の適正配置等といった諸要素により、両校ともに、今後、1学年4ないし5学級規模への縮小が予想される。

円滑かつ効果的な教育活動の実施が可能な学校規模を維持し、生徒や社会の教育要求にこたえうる学校づくりのために、それぞれ静岡県立の高等学校との再編を視野に入れ、新構想の高等学校として整備を推進するものとする。

Ⅲ 共同再編整備の基本理念

静岡市内で学ぶ生徒の教育条件の一層の整備・充実を図るため、静岡県及び静岡市が、それぞれ策定した計画を基に検討し、整理した共同で進める再編整備の基本理念は、次のとおりである。

1 学科別の生徒受入れ

本県における商業科の生徒受入れ割合が、全国平均に比べて高く、中学校3年生の商業科を希望する割合に比べても高いこと、さらに、清庵地区及び静岡地区における商業科の生徒受入れ割合が、県内の他地区に比べて高く、中学校3年生の商業科を希望する割合に比べても高いことから、静岡市内における商業科の生徒受入れ割合を見直す。

また、教育の機会均等や生徒のニーズの観点から、新構想高等学校に幅広い教科・科目の選択が可能である総合学科を、新たに設置する。

2 適正規模

高等学校の規模については、教員・生徒間及び生徒相互間の望ましい人間関係の形成や、学校行事等が円滑かつ効果的に実施できる集団の大きさの確保、教育課程の充実に必要な教職員数の確保等の観点から、おおむね1学年6～8学級(全校生徒数720～960人)が適正であると考える。

したがって、新構想高等学校の規模については、適正規模を基に、近隣の中学校卒業生数の動向や学科別の生徒受入れの状況を十分踏まえて、今後検討する。

3 適正配置

全日制課程の配置については、高等学校の適正規模を維持する観点から、1 学年 4 ないし 5 学級以下になるような生徒数の少なくなる学校を対象に、再編整備を行う。

その際、設置者の枠を越え、対象となる高等学校が所在する清庵地区と静岡地区のそれぞれの地区ごとに再編整備を行う。

また、設置場所については、教育活動の活性化に資する環境や通学の利便性等に配慮して決定する。

設置学科については、両地区における学科別の生徒受入れの状況を十分踏まえて決定する。

IV 具体的な共同再編整備の基本方向

静岡県と静岡市は、共同再編整備の基本理念に基づき、静岡県立の高等学校 2 校と静岡市立の高等学校 2 校を再編整備して、新たに新構想高等学校 2 校を設置する。

新構想高等学校 2 校のうち、1 校を静岡県、1 校を静岡市が設置するものとする。

また、地区ごとの再編整備の基本方向は、次のとおりである。

1 清庵地区

清庵地区においては、生徒数の減少や商業科の生徒受入れ割合が高いという状況から、将来いずれも 1 学年 4 ないし 5 学級以下になることが見込まれる静岡県立庵原高等学校（普通科・英語科）及び静岡市立清水商業高等学校（商業科）を再編整備し、新構想高等学校を設置する。

新構想高等学校については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備・充実を図るため、平成 25 年度を目途に、普通科、商業科、英語科等を有する静岡市立の高等学校として設置する。設置場所については、現清水商業高等学校の校地を軸に検討する。

2 静岡地区

静岡地区においては、生徒数の減少や商業科の生徒受入れ割合が高いという状況から、将来いずれも1学年4ないし5学級以下になることが見込まれる静岡県立静岡南高等学校（普通科）及び静岡市立商業高等学校（商業科）を再編整備し、新構想高等学校を設置する。

新構想高等学校については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備・充実を図るため、平成25年度を目途に、総合学科等を有する静岡県立の高等学校として設置する。設置場所については、現静岡市立商業高等学校の校地を軸に検討する。

また、新構想高等学校においては、現在、静岡南高等学校に静岡県立静岡北養護学校南の丘分校（高等部）を併置して実施している共生・共育を一層充実させ、継続する。

なお、両地区における新構想高等学校の教育目標及び教育内容等については、関係校の伝統や地域に果たしてきた役割を十分踏まえつつ、まちづくりへの寄与という観点にも留意し、新しい時代に対応した教育の実現にふさわしいものとなるよう、学校関係者及び関係地域の意向等を聴取する機会を設けながら、今後検討する。

1 中学校卒業見込み者数の推移

卒業年度 (年月)	63 H1.3	5 H6.3	10 H11.3	15 H16.3	16 H17.3	17 H18.3	18 H19.3	19 H20.3	20 H21.3	21 H22.3	22 H23.3	23 H24.3	24 H25.3	25 H26.3	26 H27.3	27 H28.3	28 H29.3
清庵・静岡計	12,927	10,371	9,067	7,410	7,003	6,911	6,961	6,677	6,864	7,033	6,454	6,454	6,764	6,670	6,481	6,487	6,330
	186	149	130	107	101	99	100	96	99	101	93	93	97	96	93	93	91
清庵地区	4,567	3,449	2,951	2,532	2,387	2,307	2,374	2,209	2,267	2,364	2,220	2,266	2,372	2,341	2,223	2,275	2,185
	192	145	124	107	101	97	100	93	96	100	94	96	100	99	94	96	92
静岡地区	8,360	6,922	6,116	4,878	4,616	4,604	4,587	4,468	4,597	4,669	4,234	4,188	4,392	4,329	4,258	4,212	4,145
	182	151	133	106	101	100	100	97	100	102	92	91	96	94	93	92	90
県 計	62,506	51,632	46,516	40,121	38,167	36,786	37,360	35,588	36,345	37,219	35,319	36,136	35,624	36,393	35,851	35,705	35,820
	167	138	125	107	102	99	100	95	97	100	95	97	95	97	96	96	96

(注)

※ 上段は中学校卒業見込み者数、下段は平成18年度中学校卒業業者(19年3月卒業業者)数を100とした割合

※ 平成18年度までは卒業業者数の実績値

※ 平成19年度以降は「学校基本調査」(平成19年5月1日現在、文部科学省)による。

※ 平成28年度は「平成18年度静岡県推計人口年報」(平成18年10月1日現在、県生活統計室)による。

2 中学校卒業後の進路状況(平成19年3月卒業)

県内中学卒業者		県		37,360人		
		清庵・静岡地区		6,961人		
高等学校等進学率 97.2% 36,329人						
進 学						
	県内全日制	県内定時制	高等専門学校	特別支援学校	県外	通信制
県	34,126人 91.3%	756人 2.0%	197人 0.5%	253人 0.7%	334人 0.9%	663人 1.8%
清庵・静岡	6,325人 90.9%	182人 2.6%	19人 0.3%	48人 0.7%	61人 0.9%	170人 2.4%

進学以外	
専修学校等	就職等
125人 0.3%	906人 2.4%
18人 0.3%	138人 2.0%

公立高等学校	
県	23,263人 (68.2%)
清庵・静岡	3,570人 (56.4%)

私立高等学校	
県	10,863人 (31.8%)
清庵・静岡	2,755人 (43.6%)

3 静岡市内の公立高等学校の設置状況

○清庵地区

校名	学科(大学科)	科(小学科)
庵原	普通	普通
	外国語	英語
清水東	普通	普通
	理数	理数
清水西	普通	普通
清水南	普通	普通
清水工業	工業	機械工学
		制御工学
		情報システム
		物質工学
市立清水商業	商業	商業

○静岡地区

校名	学科(大学科)	科(小学科)
静岡岡	普通	普通
		通
静岡城北	普通	普通
		通
静岡東	普通	国際
		通
静岡西	普通	普通
		通
静岡南	普通	普通
		通
静岡農業	農業	生物生産
		生産流通
		環境科学
		食品科学
		生活科学
		工業
静岡工業	工業	機械工学
		電気工学
		電子工学
		建築デザイン
		都市工学
静岡商業	商業	会計
		情報処理
		国際経済
		流通経済
静岡市立	普通	普通
静岡市立商業	商業	商業

(平成19年度募集学科)

4 学科別生徒受入れ割合(平成19年度募集定員)

		全国	静岡県	清庵・静岡計		
				清庵地区	静岡地区	
全日制公立 高等学校 学科	募集定員 A	791,627人	23,280人	3,760人	1,240人	2,520人
	受入れ割合 B/A	24.6%	28.2%	35.1%	32.3%	36.5%
職業に関する 専門学科	募集定員 B	194,811人	6,555人	1,320人	400人	920人
	受入れ割合 B/A	24.6%	28.2%	35.1%	32.3%	36.5%
商業科	募集定員 C	65,079人	2,915人	720人	240人	480人
	受入れ割合 C/A	8.2%	12.5%	19.1%	19.4%	19.0%
農業・水産科	募集定員 D	35,921人	1,040人	240人	0人	240人
	受入れ割合 D/A	4.5%	4.5%	6.4%	0.0%	9.5%
工業科	募集定員 E	78,517人	2,440人	360人	160人	200人
	受入れ割合 E/A	9.9%	10.5%	9.6%	12.9%	7.9%
その他の 職業に関する 専門学科	募集定員 F	15,294人	160人	0人	0人	0人
	受入れ割合 F/A	1.9%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%
総合学科	募集定員 G	48,684人	1,040人	0人	0人	0人
	受入れ割合 G/A	6.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

5 「高等学校等進路希望状況調査」の結果(平成18・19年度)

	調査年月	普通科・ 理数科等	職業に関する専門学科		
			農業科	工業科	商業科
清庵・ 静岡 地区	平成18年9月	3,372人	435人	550人	858人
		62.6%	8.1%	10.2%	15.9%
	平成19年9月	3,310人	511人	413人	762人
		64.4%	9.9%	8.0%	14.8%
県	平成18年9月	20,879人	1,458人	3,205人	3,293人
		68.3%	4.8%	10.5%	10.8%
	平成19年9月	20,034人	1,323人	2,936人	2,917人
		69.1%	4.6%	10.1%	10.1%

静岡市内の公立高等学校の再編整備について共同で検討する委員会の組織等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成19年10月29日付、静岡県及び静岡県教育委員会と静岡市及び静岡市教育委員会が締結した、静岡市内の公立高等学校の再編整備に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第2項の規定に基づき、静岡市内の公立高等学校の再編整備について共同で検討する委員会（以下「共同検討委員会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 共同検討委員会は、別表に定める委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会務を総理し、共同検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 共同検討委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長が務める。

(部会)

第4条 協定書第3条第1号に規定する共同再編計画案及び同条第2号に規定する共同具体構想案の立案を行うため、共同検討委員会に、部会を置く。

- 2 部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 共同検討委員会の庶務は、静岡県教育委員会事務局高校教育課及び静岡市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、共同検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

別表（第2条関係）

役 職 名	職 名
委 員 長	静岡県教育委員会教育長
副委員長	静岡市教育委員会教育長
委 員	静岡県教育委員会事務局教育次長
委 員	静岡県教育委員会事務局高校教育課長
委 員	静岡市教育委員会事務局教育次長
委 員	静岡市教育委員会事務局参与

共同検討委員会計画立案部会運営要領

(設置)

第1条 この要領は、静岡市内の公立高等学校の再編整備について共同で検討する委員会の組織等に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、共同検討委員会計画立案部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会員は、次の各号に掲げる者をもって構成するものとし、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 静岡県教育委員会事務局職員 3人以上5人以内

(2) 静岡市教育委員会事務局職員 3人以上5人以内

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により、これを定める。

第3条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、その議長は部会長が務める。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、静岡県教育委員会事務局高校教育課及び静岡市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から施行する。